

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第120号

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条中「行財政局長」を「文化市民局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)